解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年九月七日付け新潟県長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

新潟県長岡市長倉一丁目一番地

長倉農住土地区画整理組合

代表清算人　鈴木　金次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

石川県加賀市山中温泉湯の出町タ三三番地

特定非営利活動法人漆の森

清算人　平井　義一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

滋賀県大津市竜が丘六番一二号

特定非営利活動法人おおつ市民協働ネット

代表清算人　森川　稔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

京都市左京区田中門前町六四番地

財団法人百萬遍厚生会

代表清算人　長谷雄　良祐

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

兵庫県明石市本町一丁目七番二号

財団法人かじやまち会館

代表清算人　田中　良夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月二十九日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

宮城県仙台市若林区連坊一丁目四番一号

財団法人宮城県第二女子高等学校奨学会

代表清算人　高野　光子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年八月三十日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

千葉県印西市木下一四四〇番地一

印西市木下・竹袋土地区画整理組合

清算人代表　柴﨑　達夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月二十六日広島市長の認可を受け、目的たる業務の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

広島市中区千田町二丁目一番二七号

医療法人岸田産婦人科

清算人　岸田　緑

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

福岡県北九州市小倉北区吉野町一三番一―一二一三号

特定非営利活動法人集合住宅維持研究所

清算人　横川　享子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

鹿児島県志布志市志布志町安楽二一九二番地二

医療法人（社団）明倫会宮下クリニック

清算人　宮下　桂子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十日開催の臨時社員総会の決議により平成二十三年九月五日に北海道知事の認可をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

北海道帯広市西二十四条南二丁目

医療法人社団石田整形外科クリニック

清算人　石田　和宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

東京都練馬区豊玉北四丁目七番一一号

特定非営利活動法人高機能木材の開発を推進する会

代表清算人　植村　恒彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月二十六日の社員総会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

和歌山県有田郡湯浅町湯浅八四六番地

特定非営利活動法人風音会

清算人　綛田　博子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月十四日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により平成二十三年八月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十六日

広島市中区東白島町五番二二号

医療法人エフアイジイ

清算人　中須賀　徹

配当公告

秋田県大館市御成町二丁目一六―二七シティハイム藤原二〇二　破産者　木村　治子

右の者に対する福島地方裁判所平成二十年（フ）第三四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、四九〇、五四一、七一一円

一、配当することのできる金額

金一四、九〇三、五六二円

平成二十三年九月二十六日

福島県福島市花園町一番三〇号一階

破産管財人　佐々木廣充

第１期決算公告　平成23年６月30日

大阪府泉佐野市泉州空港北１番地

Peach・Aviation株式会社

（旧商号　A&F・Aviation株式会社）

代表取締役　井上　慎一

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,436,670
	固定資産	525,508
	繰延資産	181,465
	資産合計	**3,143,644**
負純資債及び産の部	流動負債	3,104,664
	負債合計	**3,104,664**
	株主資本金	38,980
	資本剰余金	30,050
	利益剰余金	8,930
	その他利益剰余金	8,930
	（うち当期純利益）	(8,930)
	純資産合計	**38,980**
	負債・純資産合計	**3,143,644**